

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岡山労働局 一般公示 第4号

岡山地方最低賃金審議会は、岡山県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岡山県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和3年7月26日までに、岡山県最低賃金審議会（岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 岡山労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和3年7月2日

岡山労働局長 内田 敏之

